

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{賃金日額に応じた給付率} \\ (45\% \sim 80\%)$$

基本手当日額の計算式及び金額 (平成30年8月1日以降)

1 30歳以上45歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,480円以上 4,970円未満	0.8W
4,970円以上 12,210円以下	$0.8W - 0.3 \{ (W - 4,970) / (12,210 - 4,970) \} W$
12,210円超 14,990円以下	0.5W
14,990円超	7,495円

2 45歳以上60歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,480円以上 4,970円未満	0.8W
4,970円以上 12,210円以下	$0.8W - 0.3 \{ (W - 4,970) / (12,210 - 4,970) \} W$
12,210円超 16,500円以下	0.5W
16,500円超	8,250円

3 60歳以上65歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,480円以上 4,970円未満	0.8W
4,970円以上 10,980円以下	$\begin{cases} 0.8W - 0.35 \{ (W - 4,970) / (10,980 - 4,970) \} W \\ 0.05W + (10,980 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方
10,980円超 15,740円以下	0.45W
15,740円超	7,083円

4 30歳未満又は65歳以上

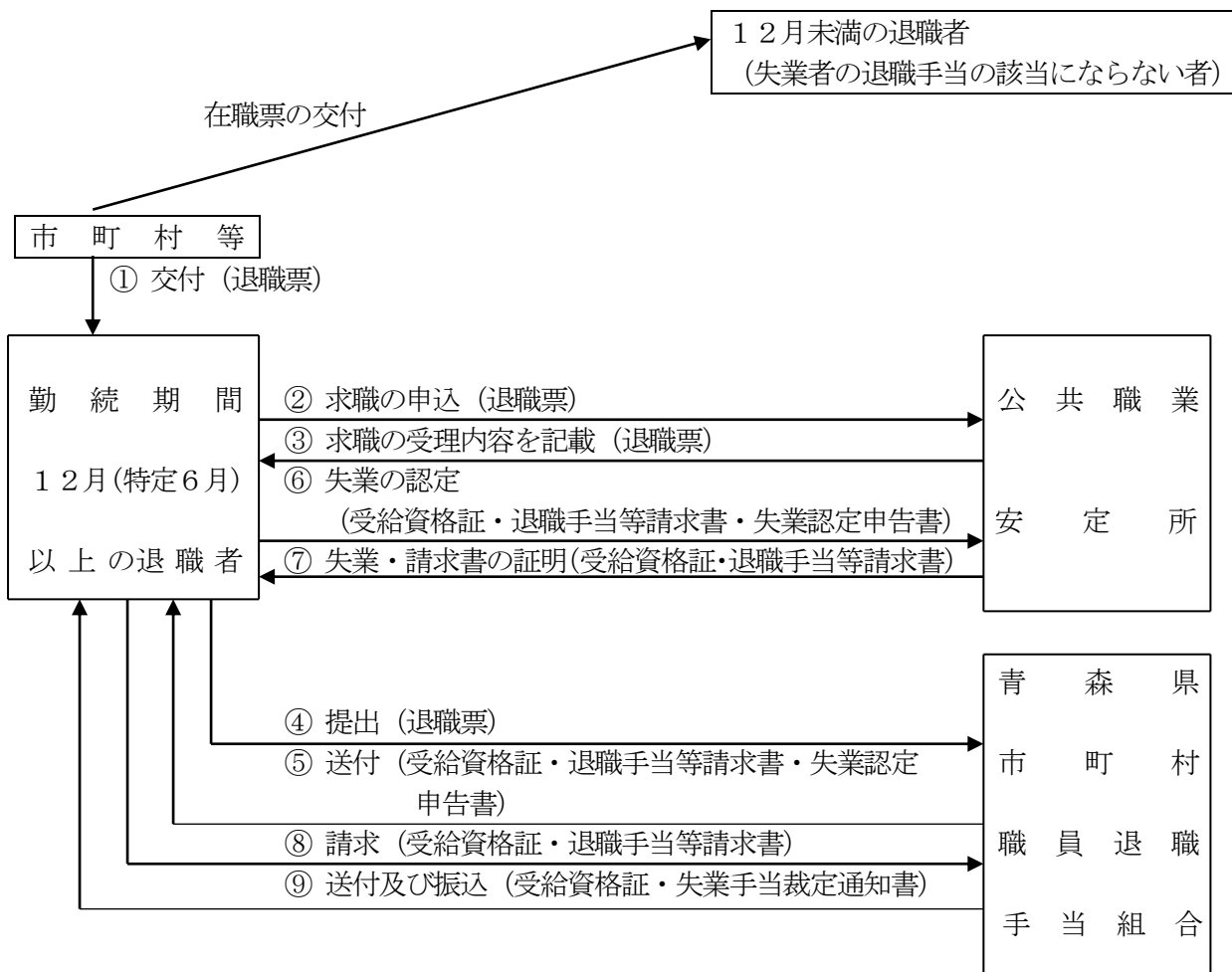
賃金日額 (W)	計算式及び金額
2,480円以上 4,970円未満	0.8W
4,970円以上 12,210円以下	$0.8W - 0.3 \{ (W - 4,970) / (12,210 - 4,970) \} W$
12,210円超 13,500円以下	0.5W
13,500円超	6,750円

※ 円未満の端数は切捨て。

所 定 給 付 日 数

勤続期間		1 年 未 満	1 年 以 上 1 0 年 未 満	1 0 年 以 上 2 0 年 未 満	2 0 年 以 上
年 齢					
全 年 齢 共 通			9 0 日	1 2 0 日	1 5 0 日
障 害 者 等 の 就 職 困 難 者	4 5 歳 未 満	1 5 0 日	3 0 0 日		
	4 5 歳 以 上 6 5 歳 未 満	1 5 0 日	3 6 0 日		

失業者の退職手当受給に関する手続き



※ 失業者の退職手当の受給は、就職したいという積極的な意思があり、かつ、いつでも就職できる能力(健康上、家庭環境上問題がなく働ける状態)があり、積極的に仕事を探していても失業状態である方が対象となります。